

# 外力について(2)



## 風荷重②

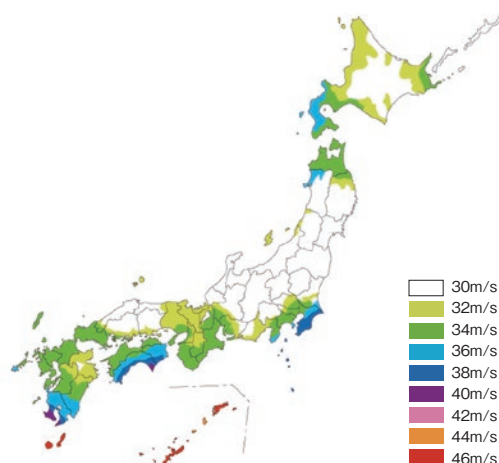
### ●基準風速について

- ・その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度及びその他の風の性状に応じて国土交通大臣が定めた(平成12年建設省告示第1454号)各地域の風速(Vo)です。
- ・市町村名は告示制定当時のもので、直近のものは各都道府県のホームページで確認できます。

#### 関東地方の基準風速(抜粋)

都道府県	区分	基準風速 Vo	市町村名
茨城県	(2)	32	水戸市 下妻市 ひたちなか市 東茨城郡のうち内原町 西茨城郡のうち友部町及び岩間町 新治郡のうち八郷町 真壁郡のうち明野町及び真壁町 結城郡 猿島郡のうち五霞町、猿島町及び境町
	(3)	34	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 水海道市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 東茨城郡のうち茨城町、小川町、美野里町及び大洗町 鹿島郡のうち旭村、鉾田町及び大洋村 行方郡のうち麻生町、北浦町及び玉造町 稲敷郡 新治郡のうち霞ヶ浦町、玉里村、千代田町及び新治村 筑波郡 北相馬郡
	(4)	36	鹿島市 鹿島郡のうち神栖町及び波崎町 行方郡のうち牛掘町及び潮来町
栃木県	(1)	30	全域
群馬県	(1)	30	全域
埼玉県	(2)	32	川越市 大宮市 所沢市 狭山市 上尾市 与野市 入間市 桶川市 久喜市 富士見市 上福岡市 蓮田市 幸手市 北足立郡のうち伊奈町 入間郡のうち大井町及び三芳町 南埼玉郡 北葛飾郡のうち栗橋町、鷺宮町及び杉戸町
	(3)	34	川口市 浦和市 岩槻市 春日部市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霧市 志木市 和光市 新座市 八潮市 三郷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町及び庄和町
千葉県	(3)	34	市川市 船橋市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 東葛飾郡 印旛郡のうち白井町
	(4)	36	千葉市 佐原市 成田市 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 印旛郡のうち酒々井町、富里町、印旛村、本埜村及び栄町 香取郡 山武郡のうち山武町及び芝山町
	(5)	38	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 八日市場市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 海上郡 匝瑳郡 山武郡のうち大網白里町、九十九里町、成東町、連沼村、松尾町及び横芝町 長生郡 夷隅郡 安房郡
東京都	(2)	32	八王子市 立川市 昭島市 日野市 東村山市 福生市 東大和市 武蔵村山市 羽村市 あきる野市 西多摩郡のうち瑞穂町
	(3)	34	23区 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市
	(5)	38	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村
	(7)	42	八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	(2)	32	足柄上郡のうち山北町 津久井郡のうち津久井町、相模湖町及び藤野町
	(3)	34	横浜市 川崎市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡のうち中井町、大井町、松田町及び開成町 足柄下郡 愛甲郡 津久井郡のうち城山町
	(4)	36	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡

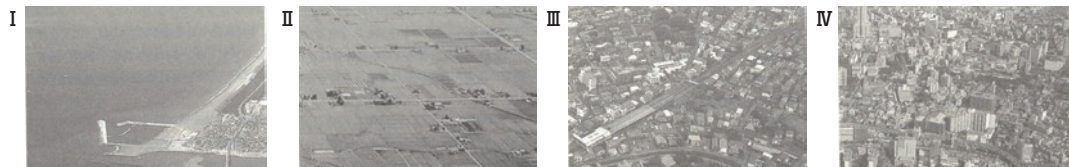
全国の基準風速分布図を示しています。



### ●地表面粗度区分について

#### 地表面粗度区分

- ・地表面に建築物や樹木等の障害物が多いほど、風速が低減され、建築物に作用する風圧力も小さくなる。
- ・建築基準法の構造計算にあたっては、地表面の障害物の影響を考慮するため、地表面の粗さを4段階(I~IV)に区分し、各区分に対応した一定の補正係数を乗じて、風圧力を算定している。



日本建築学会：建築物荷重指針・同解説より

地表面粗度区分	
I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域
II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域外の区域(建築物の高さが13m以下の場合を除く)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線までの距離が500m以内の地域(ただし、建築物の高さが13m以下の場合などを除く)
III	I、II又はIV以外の区域
IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域

- ・令和2年国土交通省告示第1435号(R2.12.7交付 R4.4.1施行) 近年の気候変動等による甚大な風災害を受け、「風圧力を算定する基準(地表面粗度区分)の合理化」により特定行政庁が規則で区分の制定できるようになりました。

#### 改正の概要

- ・都市計画区域内外で異なっていた地表面粗度区分の考え方を統一する。
- ・都市計画区域内外に関わらず、特定行政庁が規則で地表面粗度区分I、II及びIVの区域を定めることを可能とする。

